

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人幾徳学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第33条の3の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この役員費用等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。
- (6) 通勤費とは、常勤の役員が自宅（現に居住している住居）からこの法人の業務を執行する場所（厚木市下荻野）までの順路により計算した交通費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬（賞与、退職慰労金は支給しない。）

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）は、別表に定める範囲内で、理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

2. 常勤の役員に対する退職慰労金は、別に定める「役員退職金支給内規」に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。
3. 非常勤の役員に対する報酬は、理事会、評議員会、委員会等への出席など、法人運営等のための業務にあたった都度、支給する。ただし、特段の理由があり継続して報酬を支給すべきときは、他の役員報酬額の最小支給額の半額以下の範囲内で、理事会において決定する。
4. 前項の定めに関わらず、非常勤の理事長に対する報酬は、常勤の役員報酬を基準として、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給方法等については、職員給与規程を準用する。

(退職慰労金)

第6条 常勤の役員に対する退職慰労金は、別に定める「役員退職金支給内規」に基づき支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める「役員旅費内規」に基づき、旅費を支給する。
2. 役員が職務の執行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(通勤費)

第8条 常勤の役員には、別に定める「常勤役員の通勤費支給内規」に基づき、通勤費を支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、令和2年1月1日から実施する。
なお、これに伴い、昭和61年4月1日制定の「役員報酬支給内規」は、令和元年12月31日をもって廃止する。

(別表)

役 職 名	報酬総額（報酬、賞与を含む）／単位万円
理事長	他の役員報酬の最高支給額の倍額以下
学長	2,400以下
専務理事	2,400以下
常務理事	2,100以下
理事	1,800以下
職員理事（職員の身分を有する理事）	500以下（職員給与規程に基づくものを含まない。）
監事	1,800以下